

コロナ禍における中小企業支援施策

中小企業庁 金融課 課長

神崎 忠彦

目次

1. コロナ禍における中小企業支援

- (1) 政府系金融機関等による実質無利子・無担保・据置最大5年の融資
- (2) 資本性資金供給・資本増強支援
- (3) 事業再生支援の強化・拡充

2. コロナ禍での中小企業の状況

- ✓ 金融機関による中小企業向け貸出の状況
- ✓ 企業における債務の過剰感

3. 中小企業庁が考える今後の中小企業支援

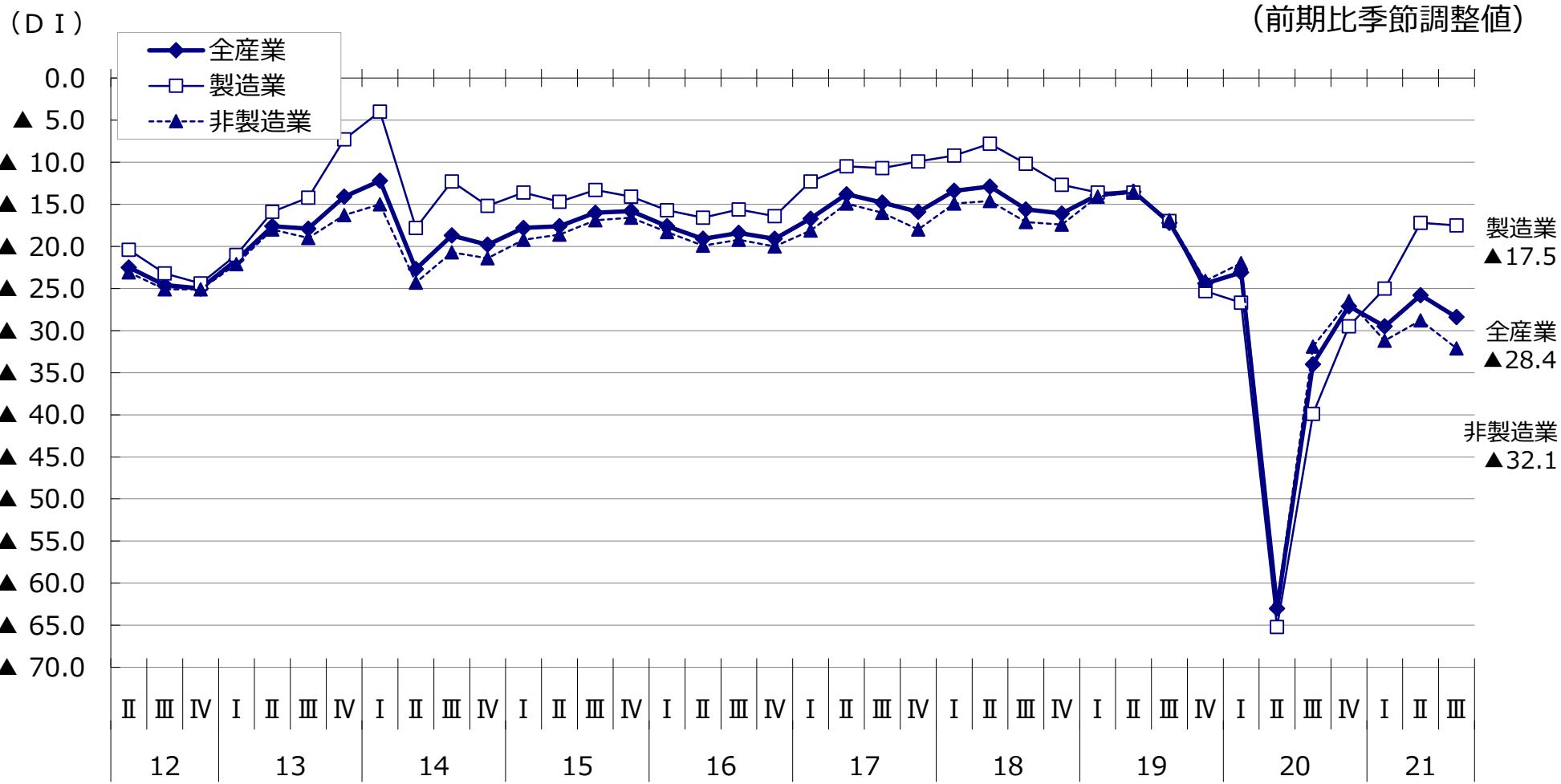
～経営者の経営改善・事業再生に向けた早期決断の後押し～

- (1) 経営改善や業態転換等を後押しするための資金繰り支援
- (2) 特例リスケ支援の出口対応
- (3) 事業再構築補助金
- (4) 成長戦略を踏まえた取組

コロナ禍での中小企業の景況感

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の景況感は急激に悪化。

中小企業の業況判断 D I の推移



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

新型コロナウイルス感染症対策の中小企業向け資金繰り支援

1. 政府系金融機関等による実質無利子・無担保・据置最大5年の融資 【R元予備費、R2第1、2、3次補正】 【2020年3月～】

	日本公庫（中小）	商工中金	日本公庫（国民）
要件	売上高前年比 ▲5%(小規模個人)、▲15%(小規模法人)、▲20%(中規模) ※低利融資の要件は一律▲5%。		
支援措置	当初3年間 低利融資(▲0.9%) + 利子補給 (⇒実質無利子)		
上限額 (併用可)	3億円（実質無利子） 6億円（融資枠）	3億円（実質無利子） 6億円（融資枠）	6,000万円（実質無利子） 8,000万円（融資枠）
期限	当面2021年末まで		

（※）民間金融機関による実質無利子融資は2021年3月末で終了したが、セーフティネット保証4号（売上高前年比▲20%）・5号（▲5%）・危機闘争保証（▲15%）等の保証枠は継続。

2. 資本性資金供給・資本増強支援 【R2第2次補正】

（1）金融機関が資本とみなすことができる資本性劣後ローンによる支援 【2020年8月～】

日本公庫等が資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関からの金融支援を促し、事業者の成長・再生やスタートアップ企業の資金繰りを支援。

（2）中小機構出資の官民ファンドによる出資や債権買取等を通じた事業再生・成長支援

3. 事業再生支援の強化・拡充 【R2第1、3次補正】

リスクに係る金融機関との調整や資金繰り計画・再生計画の策定支援を行う中小企業再生支援協議会の体制を増強。

4. 経営改善や業態転換等を後押しするための資金繰り支援 【R2第3次補正】

（1）日本政策金融公庫を通じた資金繰り支援 【2021年3月1日～】

設備資金貸付利率特例制度（設備投資の適用利率を当初2年間▲0.5%）の創設、事業再生や事業承継等を支援する融資制度の金利深掘り

（2）民間金融機関（信用保証）を通じた資金繰り支援 【2021年4月1日～】

金融機関による継続的な伴走支援を求める伴走支援型特別保証制度（保証料補助）の創設、早期の事業再生を促す保証制度の拡充（保証料補助）

5. 政府系・民間金融機関等への配慮要請

財務省・金融庁と連携し、累次にわたって、新規融資・資本性劣後ローンの積極的な実施・活用や、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど最大限柔軟な対応等を要請。

目次

1. コロナ禍における中小企業支援

- (1) 政府系金融機関等による実質無利子・無担保・据置最大5年の融資
- (2) 資本性資金供給・資本増強支援
- (3) 事業再生支援の強化・拡充

2. コロナ禍での中小企業の状況

- ✓ 金融機関による中小企業向け貸出の状況
- ✓ 企業における債務の過剰感

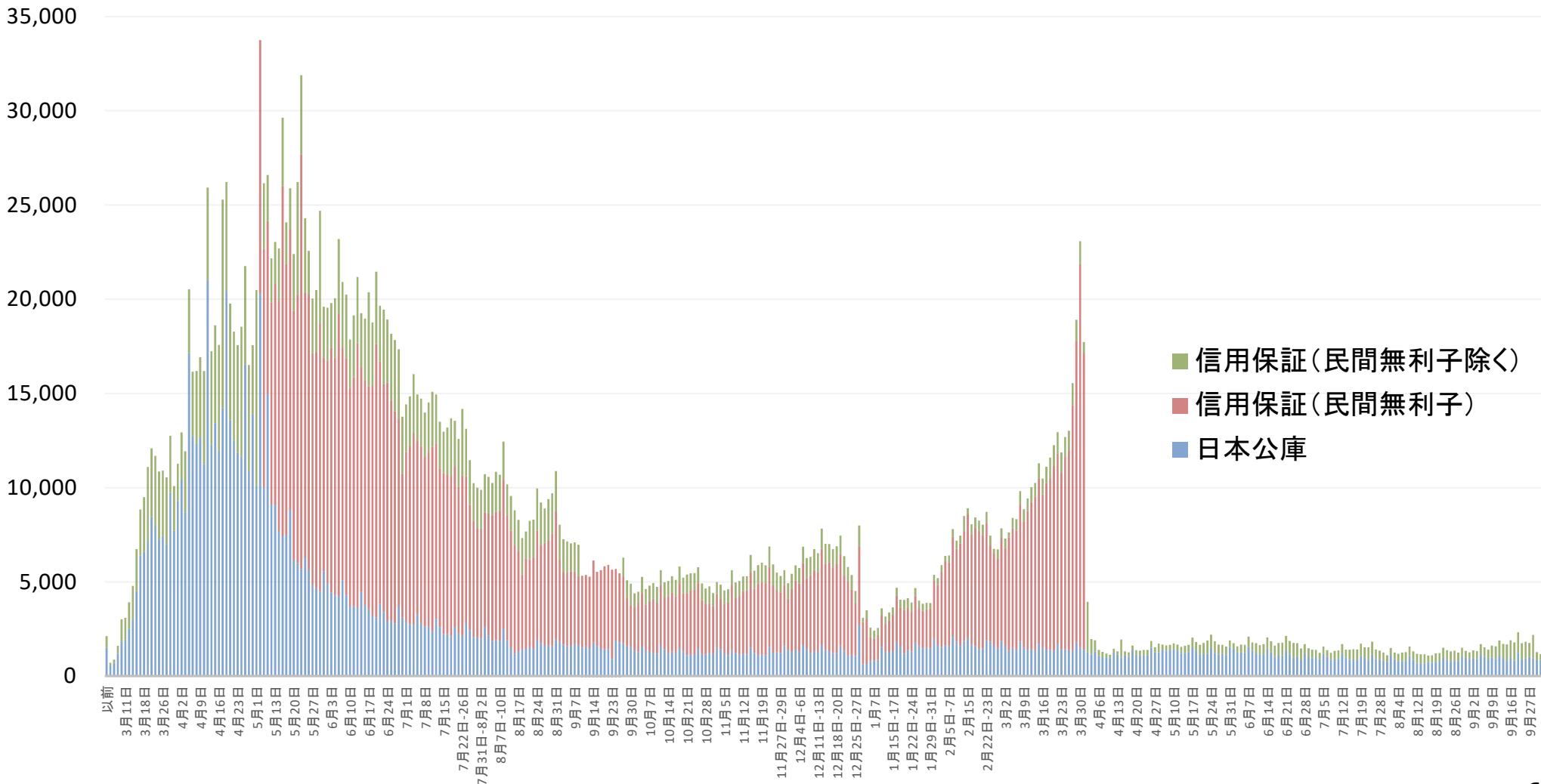
3. 中小企業庁が考える今後の中小企業支援

～経営者の経営改善・事業再生に向けた早期決断の後押し～

- (1) 経営改善や業態転換等を後押しするための資金繰り支援
- (2) 特例リスケ支援の出口対応
- (3) 事業再構築補助金
- (4) 成長戦略を踏まえた取組

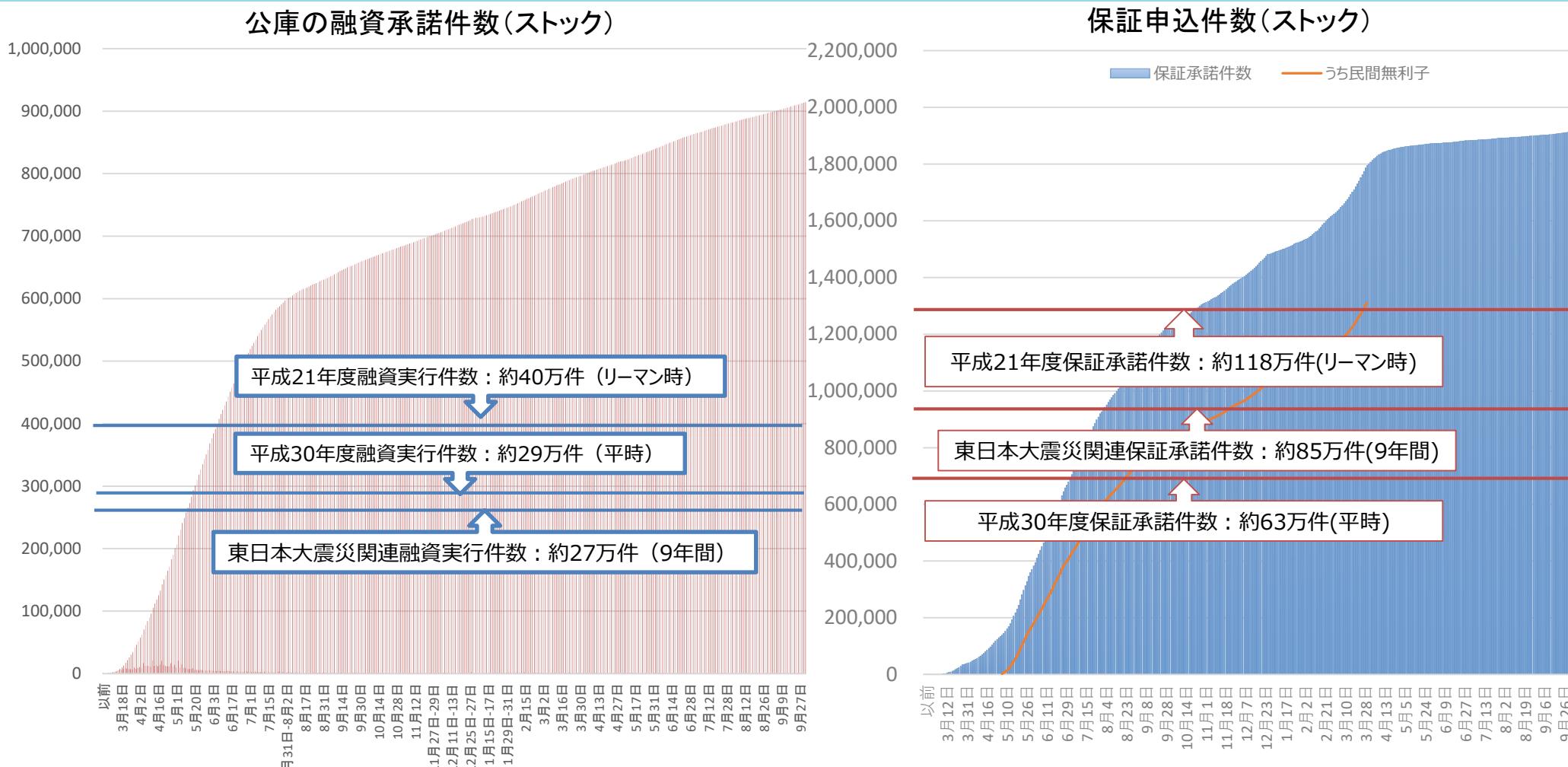
日本政策金融公庫（国民・中小）融資・信用保証の申込件数の推移（9月30日時点）

- 2020年4～6月が申込のピークで、最大で30,000件/日を超える申込。
- 年度末にかけ、実質無利子融資の上限引上げ、年度末の資金需要、民間金融機関の実質無利子融資の申込期限を受け、民間は増加。それ以降の申請数は落ち着いている。



日本政策金融公庫（国民・中小）融資・信用保証の承諾件数推移（9月30日時点）

- 日本公庫は、昨年1月29日～今年9月30日までに、約91万件、約15兆円の実質無利子融資等を承諾。
- 信用保証協会は、昨年1月29日～今年9月30日までに約191万件、約36兆円の保証を承諾。このうち、今年3月31日に受付が終了した民間金融機関による実質無利子融資については、実行期限である今年5月31日までに、約137万件、約23兆円を承諾。



(注) 融資承諾件数・融資申込件数は、新型コロナ関連の特別相談窓口に係る実績を集計。

目次

1. コロナ禍における中小企業支援

(1) 政府系金融機関等による実質無利子・無担保・据置最大5年の融資

(2) 資本性資金供給・資本増強支援

(3) 事業再生支援の強化・拡充

2. コロナ禍での中小企業の状況

✓ 金融機関による中小企業向け貸出の状況

✓ 企業における債務の過剰感

3. 中小企業庁が考える今後の中小企業支援

～経営者の経営改善・事業再生に向けた早期決断の後押し～

(1) 経営改善や業態転換等を後押しするための資金繰り支援

(2) 特例リスケ支援の出口対応

(3) 事業再構築補助金

(4) 成長戦略を踏まえた取組

制度詳細

○日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）

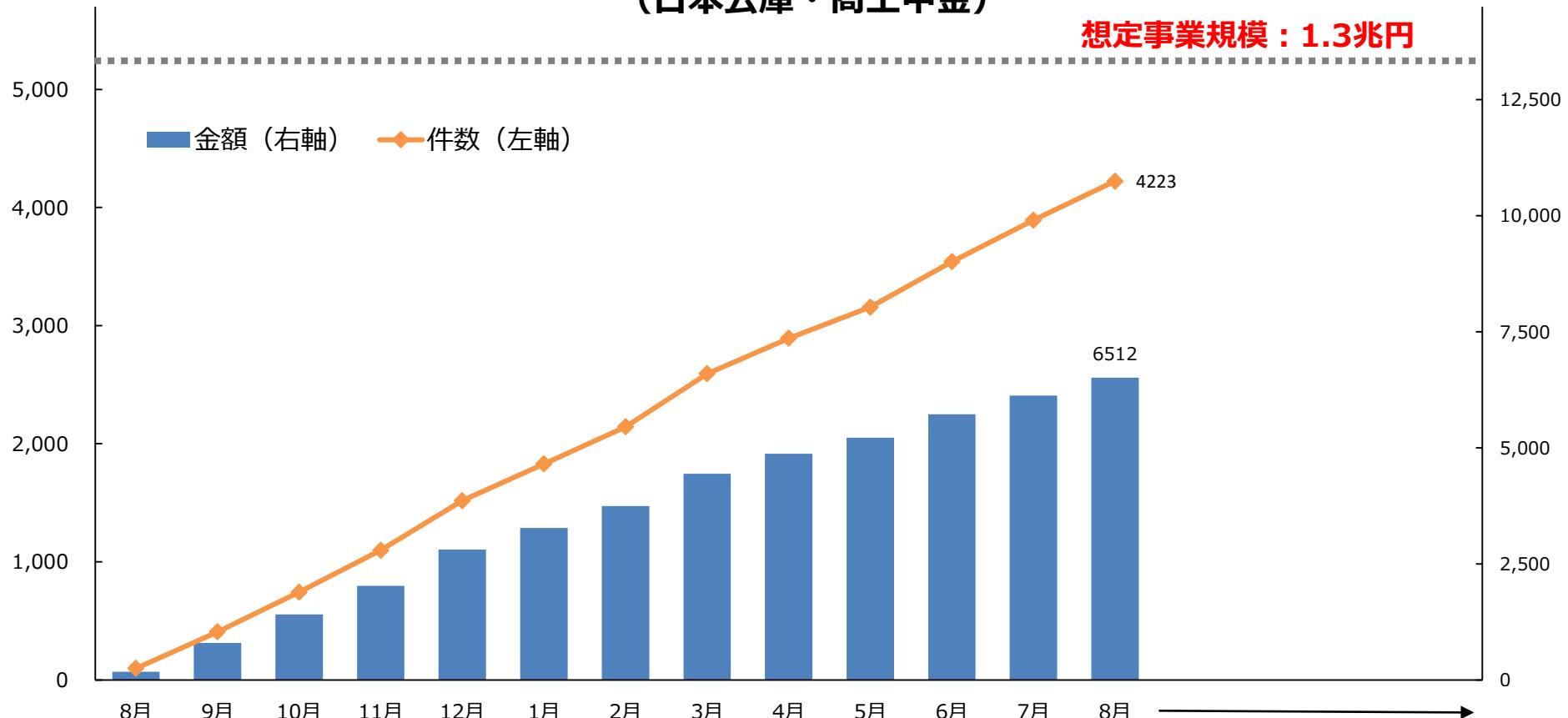
融資対象	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① J-Startupに選定された事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者 ② 再生支援協議会の関与のもとで事業の再生を行う事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者 ③ 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築（※1）されている事業者（※2） <p>（※1）原則として融資後概ね1年以内に民間金融機関等から出資又は融資による資金調達が見込まれること （※2）民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定していれば対象</p>													
融資限度額	【中小事業・危機対応】1社あたり10億円（別枠）、【国民事業】1社あたり7,200万円（別枠）													
融資期間	20年・15年・10年・7年・5年1ヶ月（期限一括償還）※5年を超える場合は、手数料ゼロで期限前弁済可能													
貸付利率	<p>融資後当初3年間は一律0.5%、4年目以降は直近決算の業績に応じた利率を適用</p> <table border="1" data-bbox="339 789 1992 1113"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">当初3年間及び 4年目以降赤字の場合</th> <th colspan="3">4年目以降黒字の場合</th> </tr> <tr> <th>5年1ヶ月・ 7年・10年</th> <th>15年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本公庫 商工中金</td> <td>0.50%</td> <td>2.60%</td> <td>2.70%</td> <td>2.95%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※直近決算の業況に応じて、毎年適用利率の見直しを実施</p>		当初3年間及び 4年目以降赤字の場合	4年目以降黒字の場合			5年1ヶ月・ 7年・10年	15年	20年	日本公庫 商工中金	0.50%	2.60%	2.70%	2.95%
	当初3年間及び 4年目以降赤字の場合			4年目以降黒字の場合										
		5年1ヶ月・ 7年・10年	15年	20年										
日本公庫 商工中金	0.50%	2.60%	2.70%	2.95%										
担保・保証人	無担保・無保証人													
資本性の扱い	<p>金融機関の債務者の評価において自己資本とみなすことが可能</p> <p>※償還期限の5年前までは残高の100%を資本とみなすことが可能（5年末満からは1年毎に20%ずつ資本とみなせる額が減少）</p>													
その他	本制度による債務は、法的倒産時には、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後													

実績

- ・ 昨年8月から開始した新型コロナ対策資本性劣後ローンについて、中小企業向けには、令和2年第2次補正予算において1.3兆円の事業規模措置。
- ・ 中小企業向けの資本性劣後ローンの融資実績は8月末時点で約4,200件、約6,500億円。これは平時（約500億／年）と比べると金額にして約13倍。

中小企業向け資本性劣後ローンの実績
(日本公庫・商工中金)

想定事業規模：1.3兆円



利用状況（中小企業事業）

- 新型コロナ対策資本性劣後ローンの実績2,234先のうち、2,099先が民間金融機関と連携したもの（貸付対象③）であり、そのうち約3割の707先が 民間金融機関から公庫に直接紹介されている【図表1】。
- 業種別には従来型の資本性劣後ローン利用先と比較して、コロナ禍の影響を強く受けている宿泊・飲食業の利用割合が高く、製造業の利用割合が低い【図表2】。

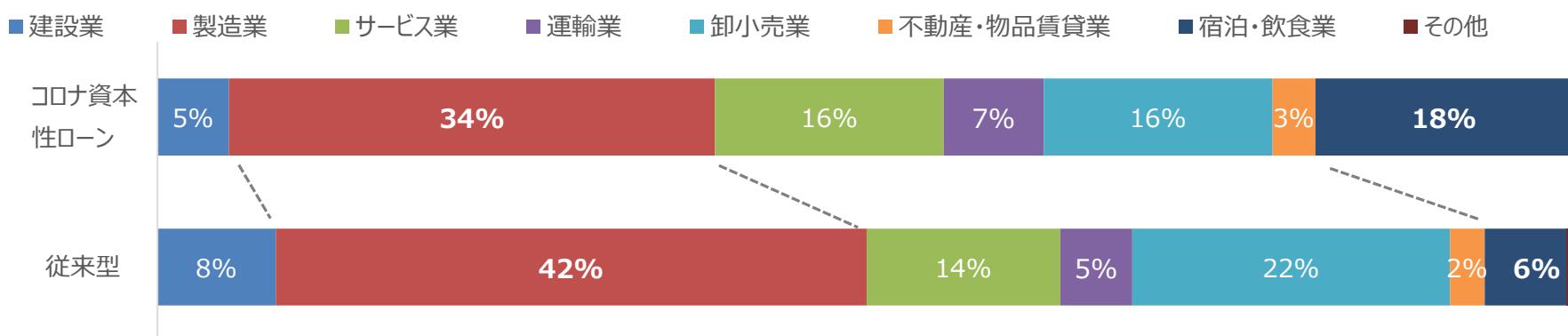
【図表1】新型コロナ対策資本性劣後ローンの貸付実績推移（3月末）

合計		貸付対象① 《新事業型》		貸付対象② 《再生型》		貸付対象③ 《事業継続・展開型》	
先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
2,234	3,926億円	102	204億円	33	49億円	2,099	3,672億円



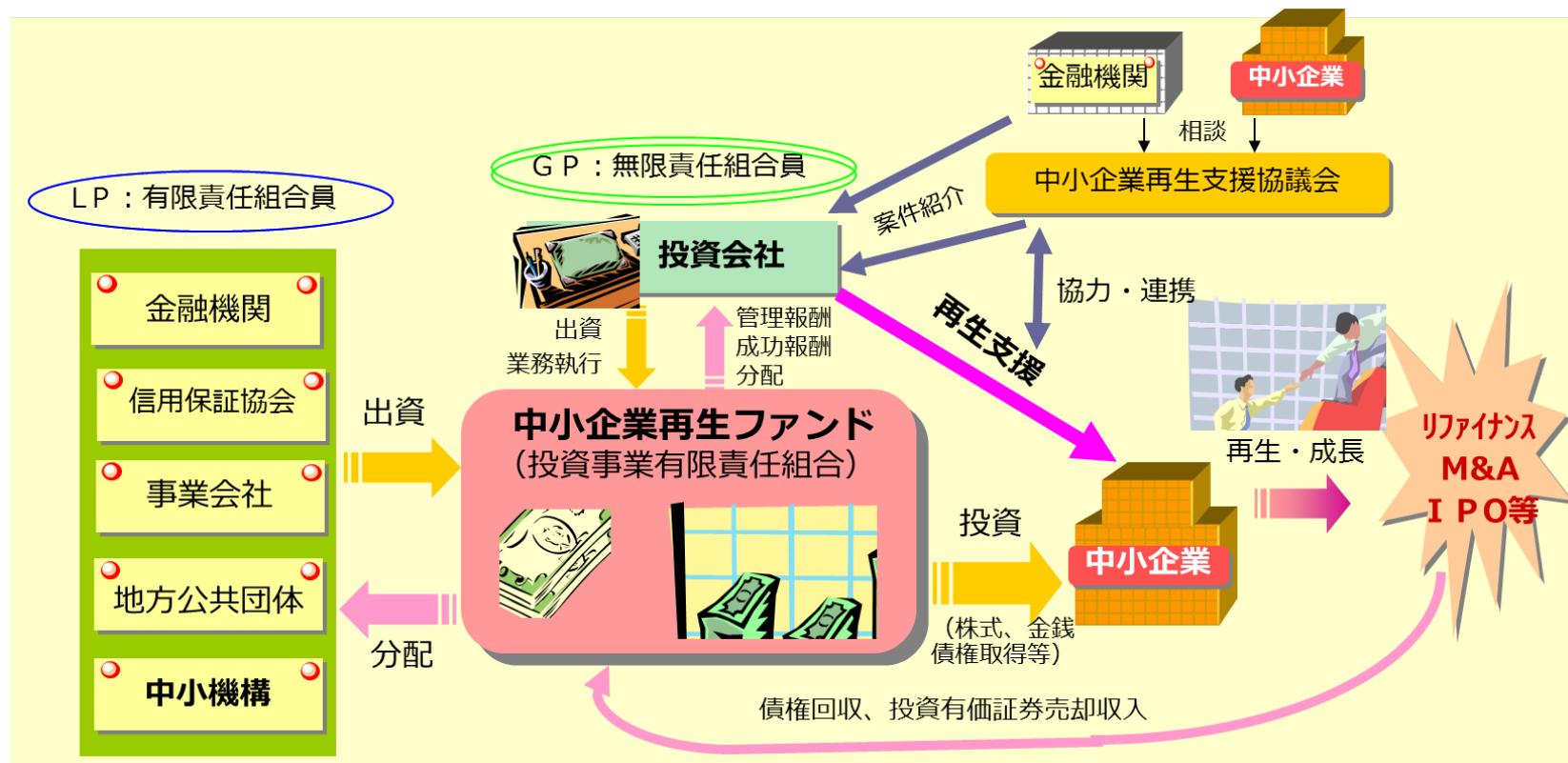
民間金融機関からの紹介	707先 (33%)
窓口相談・既往先へ提案	1,392先 (67%)

【図表2】業種別構成比

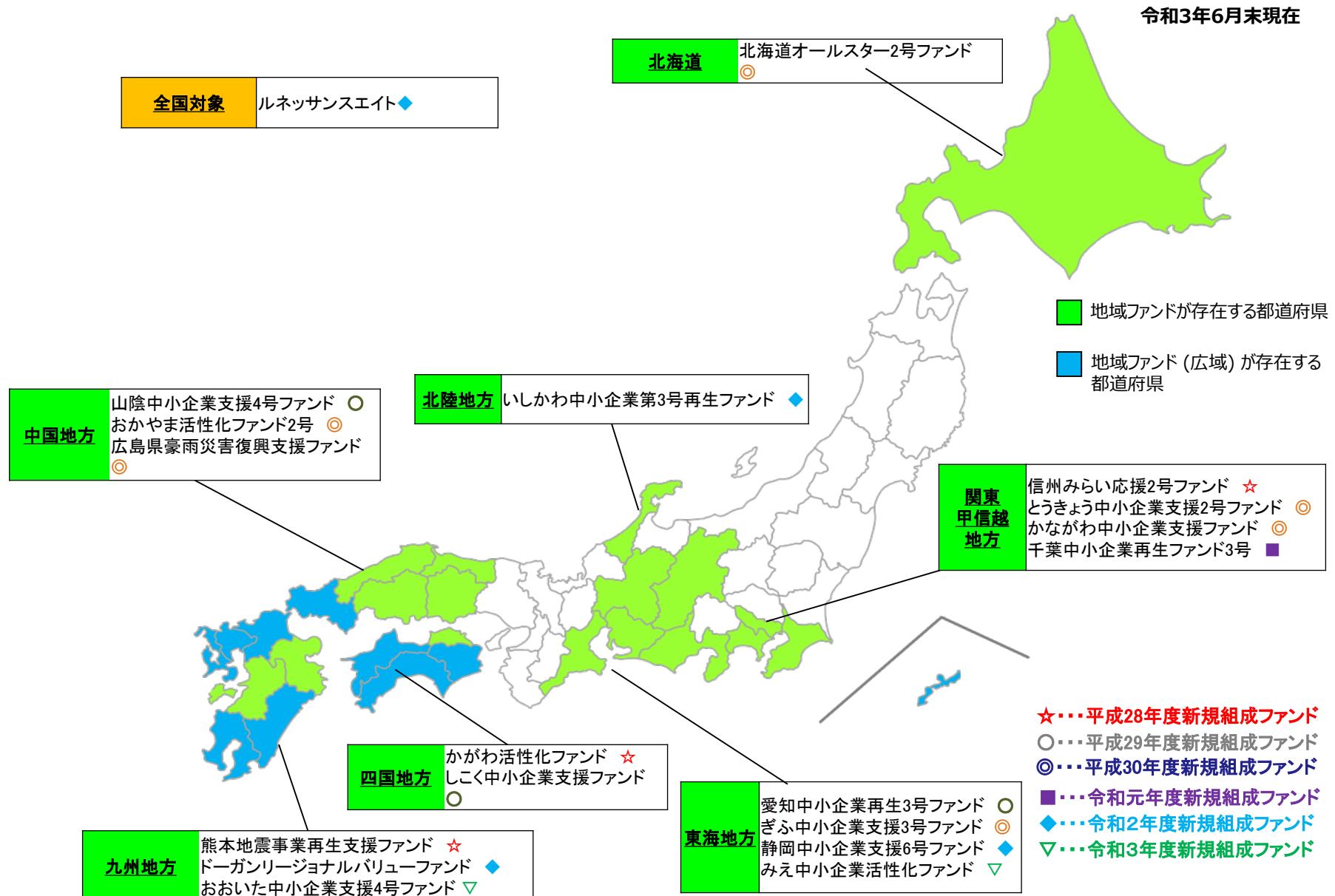


事業再生ファンド①：概要

- 事業再生ファンドは、債務超過に陥った企業の既往債務を買い取り、ハンズオン支援等の再生支援を実施。
- 中小企業は、ハンズオン支援のコストに見合うリターンが得にくく、民間の再生ファンドで扱うことが困難なため、平時から、中小企業基盤整備機構が最大50%を出資する再生ファンドを組成（地域金融機関からLP出資）。
- 新型コロナウイルスの影響により、今後、債務超過に陥る中小企業が増加することが見込まれるため、令和2年度2次補正予算において、中小企業基盤整備機構が最大80%を出資できる再生ファンドの組成のため、200億円を措置。現在、5ファンド組成済みであり、引き続き再生ファンドを公募中。



事業再生ファンド②：ファンド組成状況（投資期間中）



目次

1. コロナ禍における中小企業支援

- (1) 政府系金融機関等による実質無利子・無担保・据置最大5年の融資
- (2) 資本性資金供給・資本増強支援

(3) 事業再生支援の強化・拡充

2. コロナ禍での中小企業の状況

- ✓ 金融機関による中小企業向け貸出の状況
- ✓ 企業における債務の過剰感

3. 中小企業庁が考える今後の中小企業支援

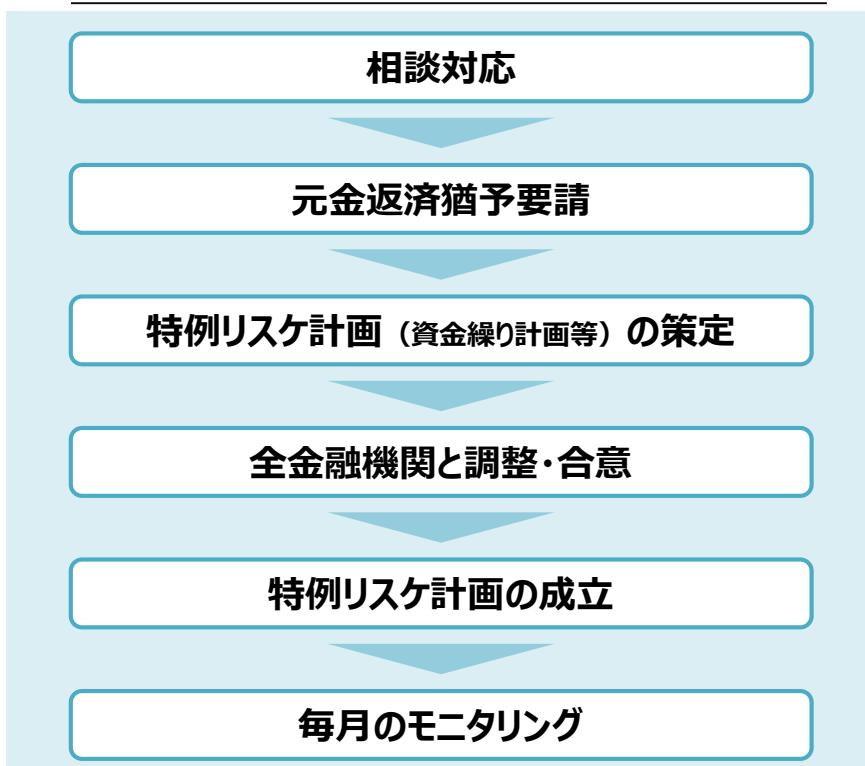
～経営者の経営改善・事業再生に向けた早期決断の後押し～

- (1) 経営改善や業態転換等を後押しするための資金繰り支援
- (2) 特例リスク支援の出口対応
- (3) 事業再構築補助金
- (4) 成長戦略を踏まえた取組

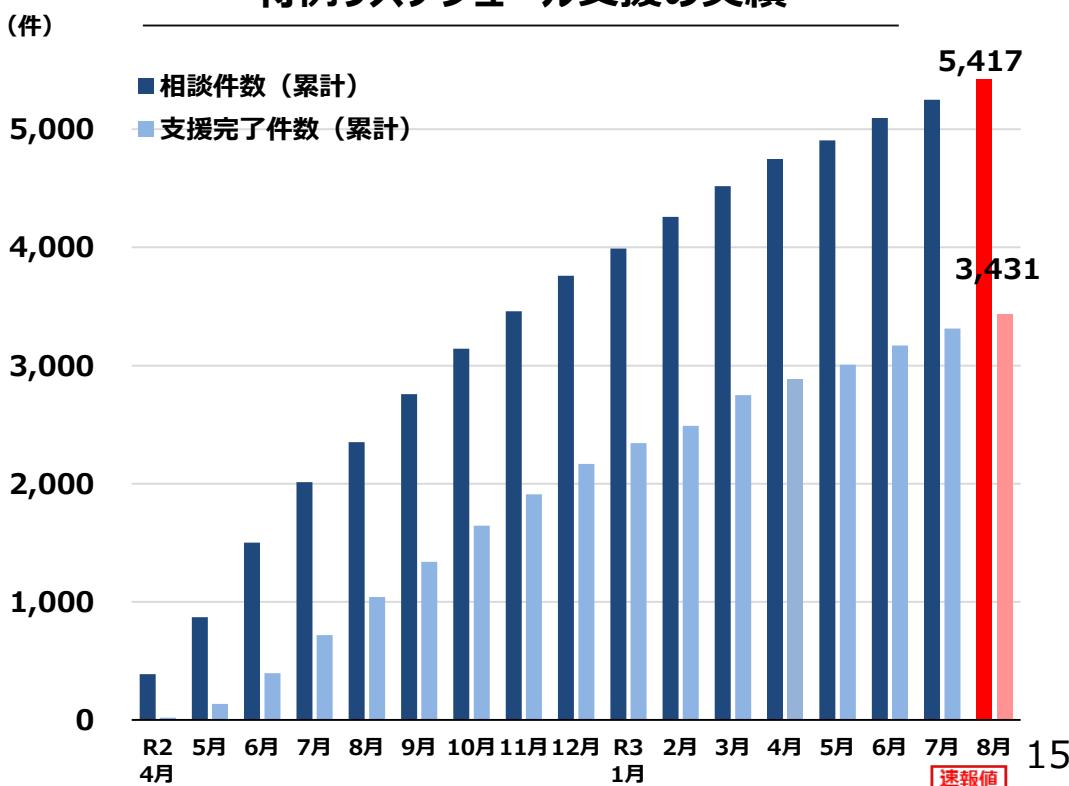
コロナ対応：中小企業再生支援協議会による特例リスケジュール支援

- 中小企業再生支援協議会では、令和2年4月から、既往債務の支払いに悩む中小企業に代わって、事業再生の可能性の検討をせず、金融機関に対し一括して元金返済猶予を要請するとともに、1年間の資金繰り計画の策定や新規借入を含めた金融機関調整等を行う特例リスケジュール計画策定支援を実施。
 - ✓ 資金繰りに悩む中小企業者とともに、主要債権者の支援姿勢を確認の上で、一括して1年間の元金返済猶予の要請を実施。
 - ✓ 複数の既往債権者が存在する場合、新規融資を含めた金融機関調整を行った上で、既往債権者の合意形成をサポート。
 - ✓ 特例リスケジュール計画成立後も、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言。

特例リスケジュール支援の流れ

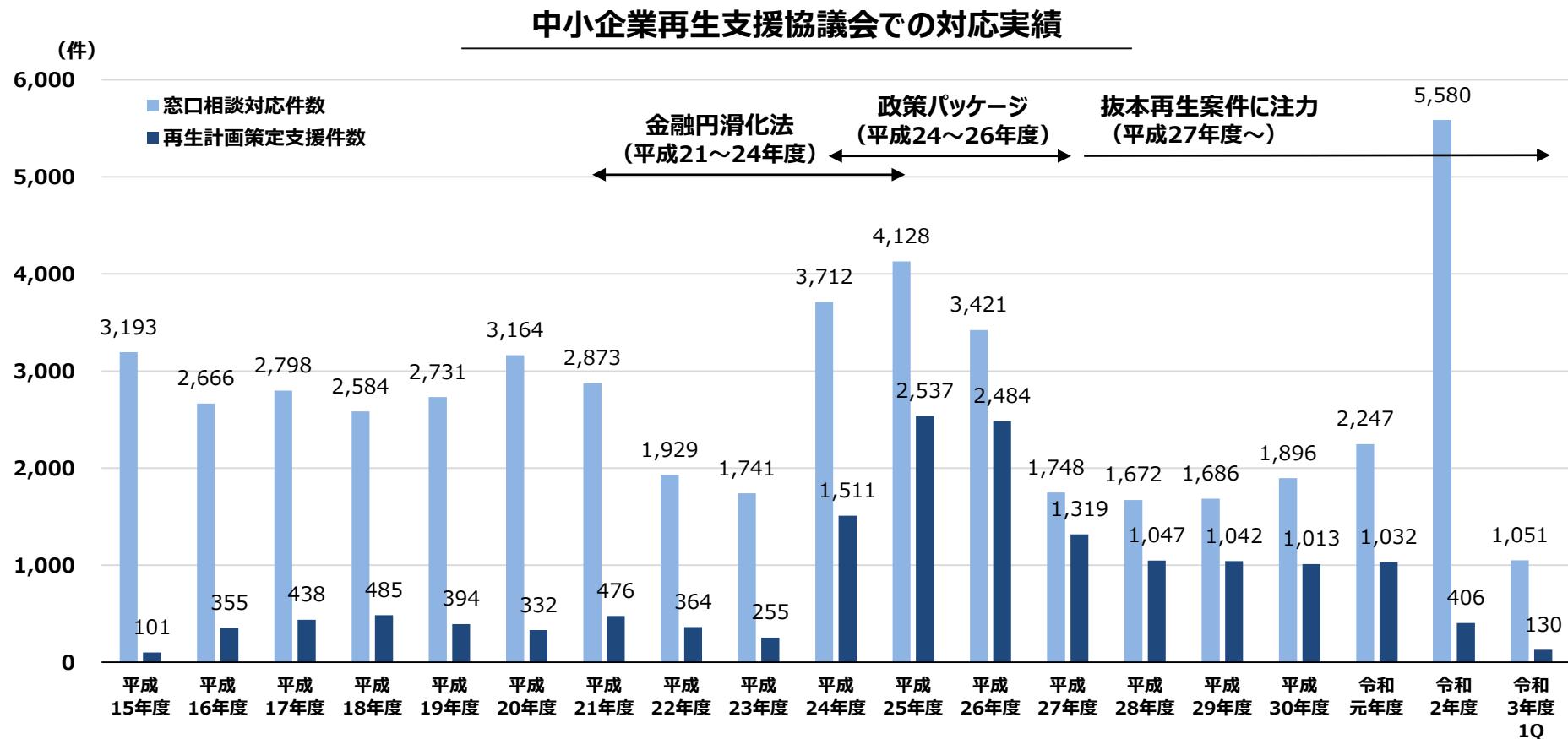


特例リスケジュール支援の実績



中小企業再生支援協議会での対応実績

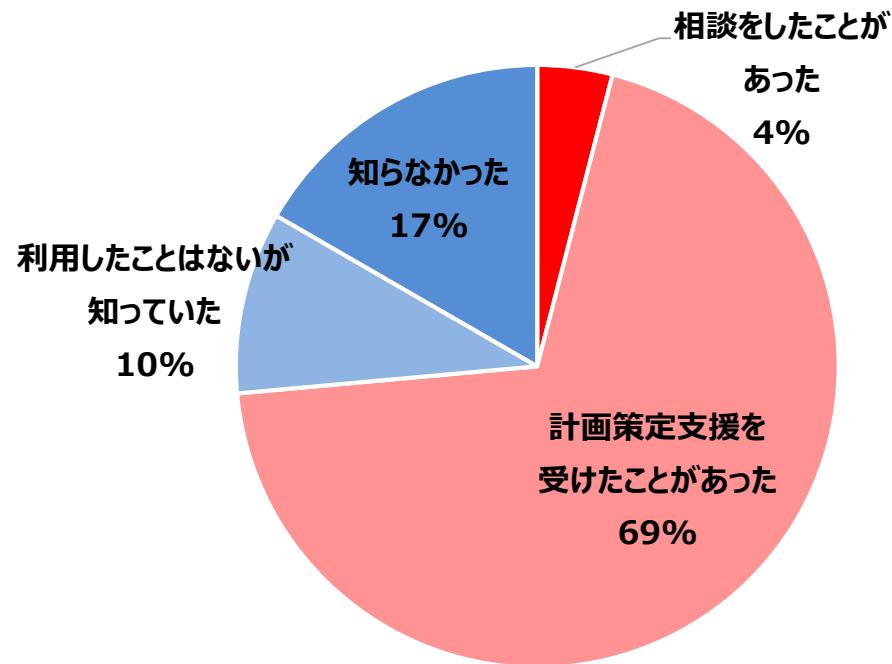
- 令和2年度の中小企業再生支援協議会に対する一次相談対応件数は史上最多の5580件。
- 一方、特例リスケ支援を行った企業がほとんどであったため、再生計画策定を行うことができたのは406件で、前年度よりも半数以下に。



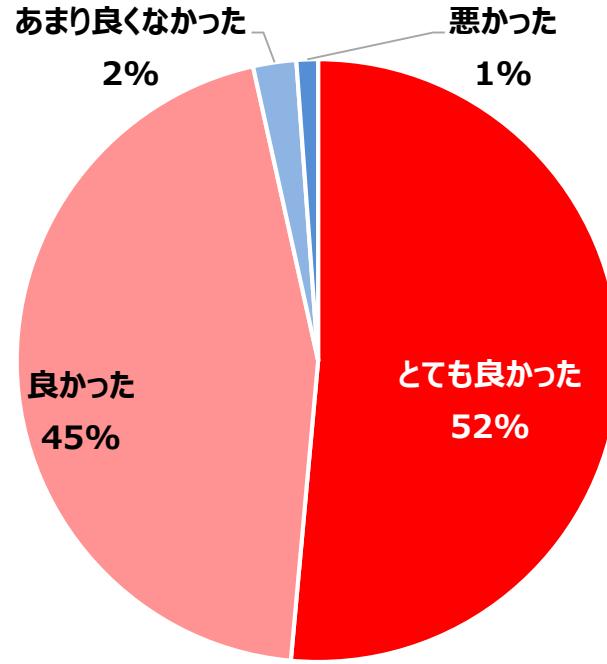
特例リスケジュール計画策定支援に関するアンケート結果

- 特例リスケジュール計画策定支援を利用した事業者のうち、過去に再生支援協議会を利用したことがあった者が8割。再生支援協議会を利用したことがない方にも御利用いただけるよう、更なる周知が必要。
- また、特例リスケジュール計画策定支援について、利用者の97%が満足。

中小企業再生支援協議会の認知度



特例リスケ支援に対する満足度



(注) アンケート調査は、2020年12月に実施。特例リスケジュール計画策定支援を受けた事業者のうち、各都道府県 5 社ずつに対して実施。未回答は除いて集計。

目次

1. コロナ禍における中小企業支援

- (1) 政府系金融機関等による実質無利子・無担保・据置最大5年の融資
- (2) 資本性資金供給・資本増強支援
- (3) 事業再生支援の強化・拡充

2. コロナ禍での中小企業の状況

- ✓ 金融機関による中小企業向け貸出の状況
- ✓ 企業における債務の過剰感

3. 中小企業庁が考える今後の中小企業支援

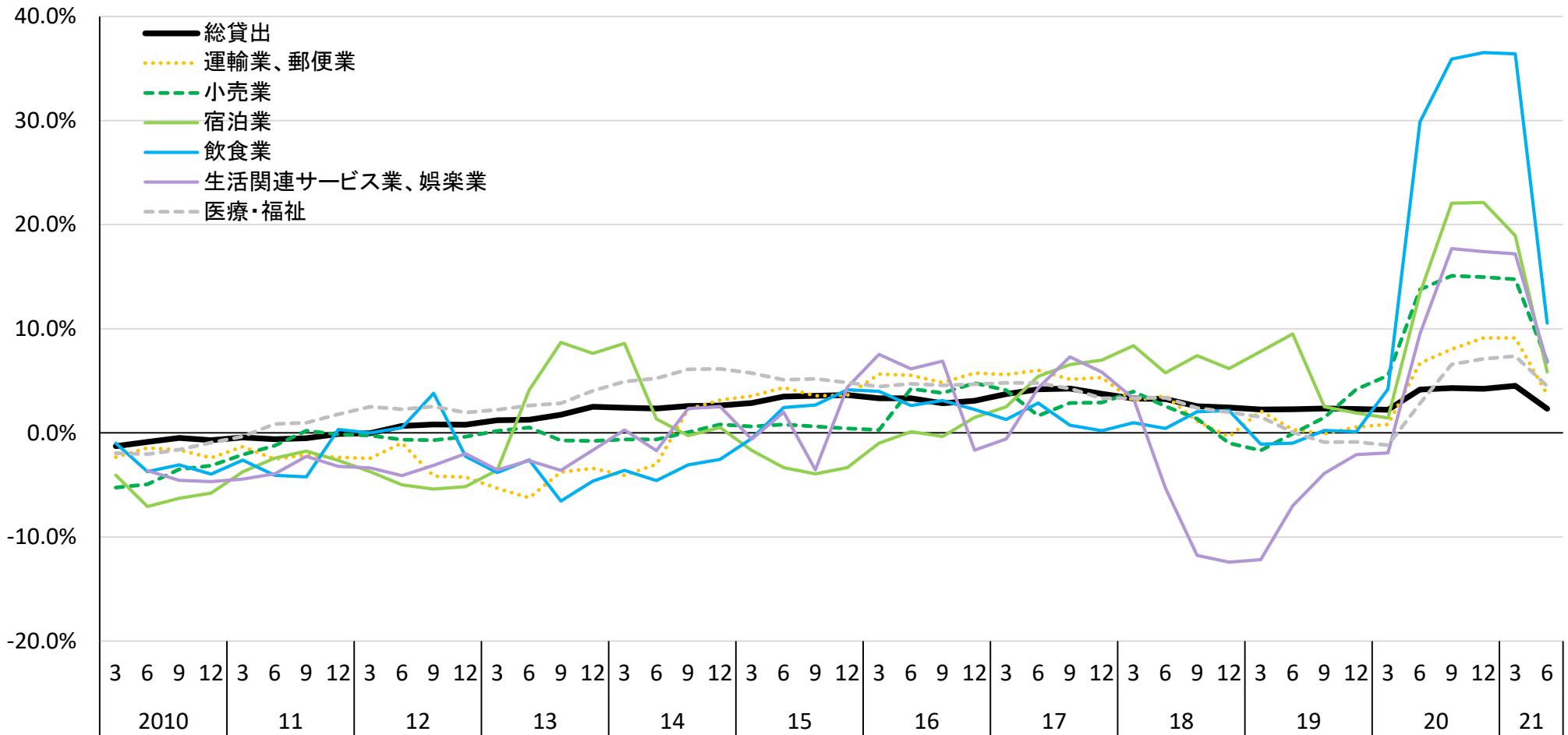
～経営者の経営改善・事業再生に向けた早期決断の後押し～

- (1) 経営改善や業態転換等を後押しするための資金繰り支援
- (2) 特例リスケ支援の出口対応
- (3) 事業再構築補助金
- (4) 成長戦略を踏まえた取組

金融機関による中小企業向け貸出の状況

- 昨年4－6月期以降、資金繰り支援策の効果もあり、貸出は大きく増加。
- 全業種平均と比較して、飲食・宿泊業等のコロナ7業種は大きく貸出を伸ばしており、特に、飲食業は最大で前年比30%超、宿泊業も前年比20%を超えており、足元も引き続き高水準で伸びを示している。

中小企業向け融資残高の推移

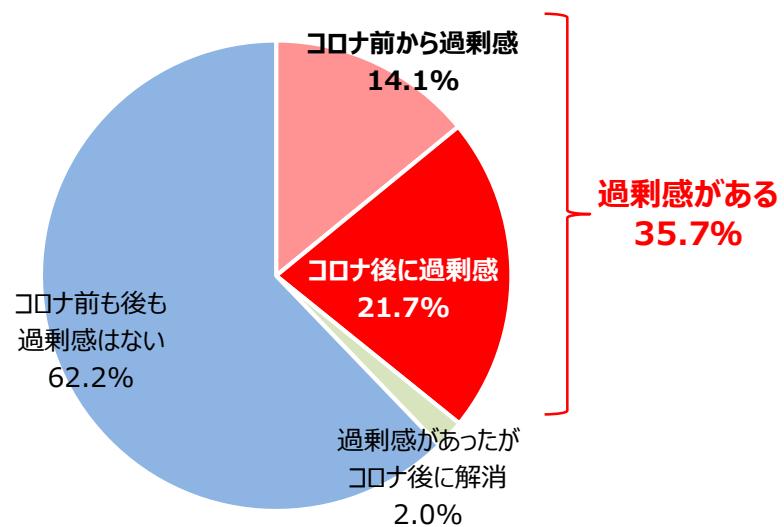


(出典) 日本銀行「貸出先別貸出金」より

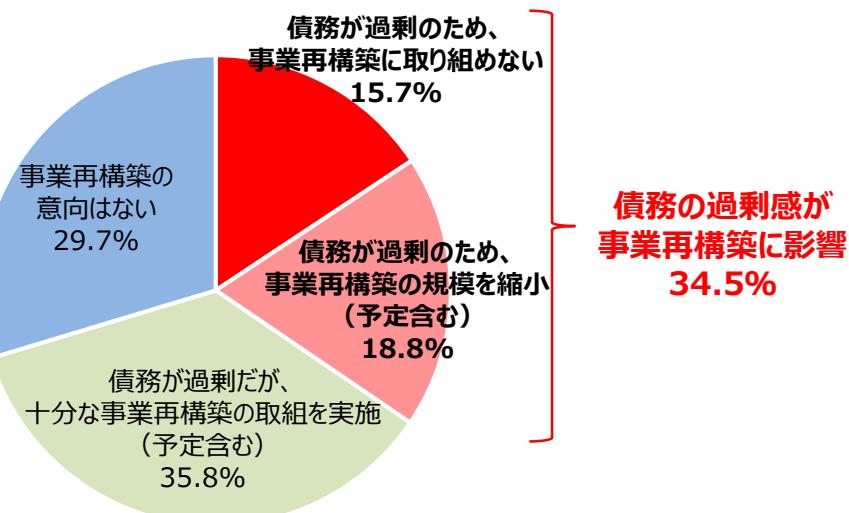
企業における債務の過剰感

- 債務の過剰感があると感じる中小企業は35.7%（2021年7月）となっており、債務への対応、事業再生が急務。
- 一方、債務の過剰感がある中小企業のうち、過剰債務が原因で思うように事業再構築に取り組めない事業者が34.5%。
- このため、ポストコロナに向けては、事業再生支援とセットで過剰債務を抱える事業者の事業再構築も手当することが必要。

中小企業における債務の過剰感（2021年7月）



債務の過剰感と事業再構築（2021年7月）



(注) 2021年は8月2日-8月11日にかけて全国の大企業・中小企業を対象に実施したアンケート調査の結果。中小企業は資本金1億円未満。

(出所) 東京商工リサーチ「過剰債務に関するアンケート調査」（2021年8月17日）を基に作成。

目次

1. コロナ禍における中小企業支援

- (1) 政府系金融機関等による実質無利子・無担保・据置最大5年の融資
- (2) 資本性資金供給・資本増強支援
- (3) 事業再生支援の強化・拡充

2. コロナ禍での中小企業の状況

- ✓ 金融機関による中小企業向け貸出の状況
- ✓ 企業における債務の過剰感

3. 中小企業庁が考える今後の中小企業支援 ～経営者の経営改善・事業再生に向けた早期決断の後押し～

- (1) 経営改善や業態転換等を後押しするための資金繰り支援
- (2) 特例リスケ支援の出口対応
- (3) 事業再構築補助金
- (4) 成長戦略を踏まえた取組

目次

1. コロナ禍における中小企業支援

- (1) 政府系金融機関等による実質無利子・無担保・据置最大5年の融資
- (2) 資本性資金供給・資本増強支援
- (3) 事業再生支援の強化・拡充

2. コロナ禍での中小企業の状況

- ✓ 金融機関による中小企業向け貸出の状況
- ✓ 企業における債務の過剰感

3. 中小企業庁が考える今後の中小企業支援

～経営者の経営改善・事業再生に向けた早期決断の後押し～

(1) 経営改善や業態転換等を後押しするための資金繰り支援

- (2) 特例リスケ支援の出口対応
- (3) 事業再構築補助金
- (4) 成長戦略を踏まえた取組

日本公庫の設備資金貸付利率特例制度概要

- 新事業・ビジネスモデルの転換、DX等の設備投資意欲を喚起するために、生産性向上に資する設備投資の適用利率について、通常の適用利率（基準又は特別利率①～③等）から、当初2年間さらに▲0.5%。

貸付対象	日本公庫の各貸付制度に該当する場合で、 <u>5年間で2%以上の付加価値額（※）の向上が見込まれる設備投資を実施する事業者</u> (※) 営業利益、人件費及び減価償却費の合計額
対象貸付制度	<u>ほぼ全ての貸付制度</u> （災害関連やコロナ関連貸付、海外展開、資本性劣後ローン等を除く）
適用利率	<u>貸付後2年間、適用した貸付制度の貸付利率▲0.5%（下限利率0.3%）</u> 期間5年の基準利率：国民1.86%、中小1.11%（令和3年4月1日時点、担保の有無等により変動） 〔特利①：基準▲0.4%、特利②：基準▲0.65%、特利③：基準▲0.9%〕
適用限度額	<u>各貸付制度に定める限度額（中小7.2億円、国民7.2千万円等）</u>

<参考> 主な貸付制度

	制度概要と適用利率
新事業・事業多角化・生産性向上等	● <u>新規性、成長性のある事業</u> を実施する者（事業化5年以内）：特利①②③ ● <u>経営多角化、事業転換</u> を図る事業者：特利①
M&A・新陳代謝等	● <u>事業や企業の承継・集約化</u> に取り組む事業者：特利①②
DX・情報化投資等	● <u>情報化投資（AI活用含む）</u> を行う事業者：特利①② ●高度情報通信法の認定を受けて <u>5Gシステム等を開発・導入</u> する事業者：特利③

※中小事業については、各制度の貸付上限額（7.2億円等）と特利が適用できる上限額（2.7億円等）がある。その場合、本特例制度を適用すると、特利上限額までは特利①～③から0.5%引き下げ、特利上限額から貸付上限額までは基準金利から0.5%引き下げとなる。

伴走支援型特別保証制度について

- コロナ禍において多くの中小企業者の売上等が減少しており、早期に経営改善等に取り組む必要がある。
- 中小企業者こうした取組を後押しするため、一定の要件（売上減少▲15%以上等）を満たした中小企業者等が、金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」を創設し、2021年4月から制度を開始。

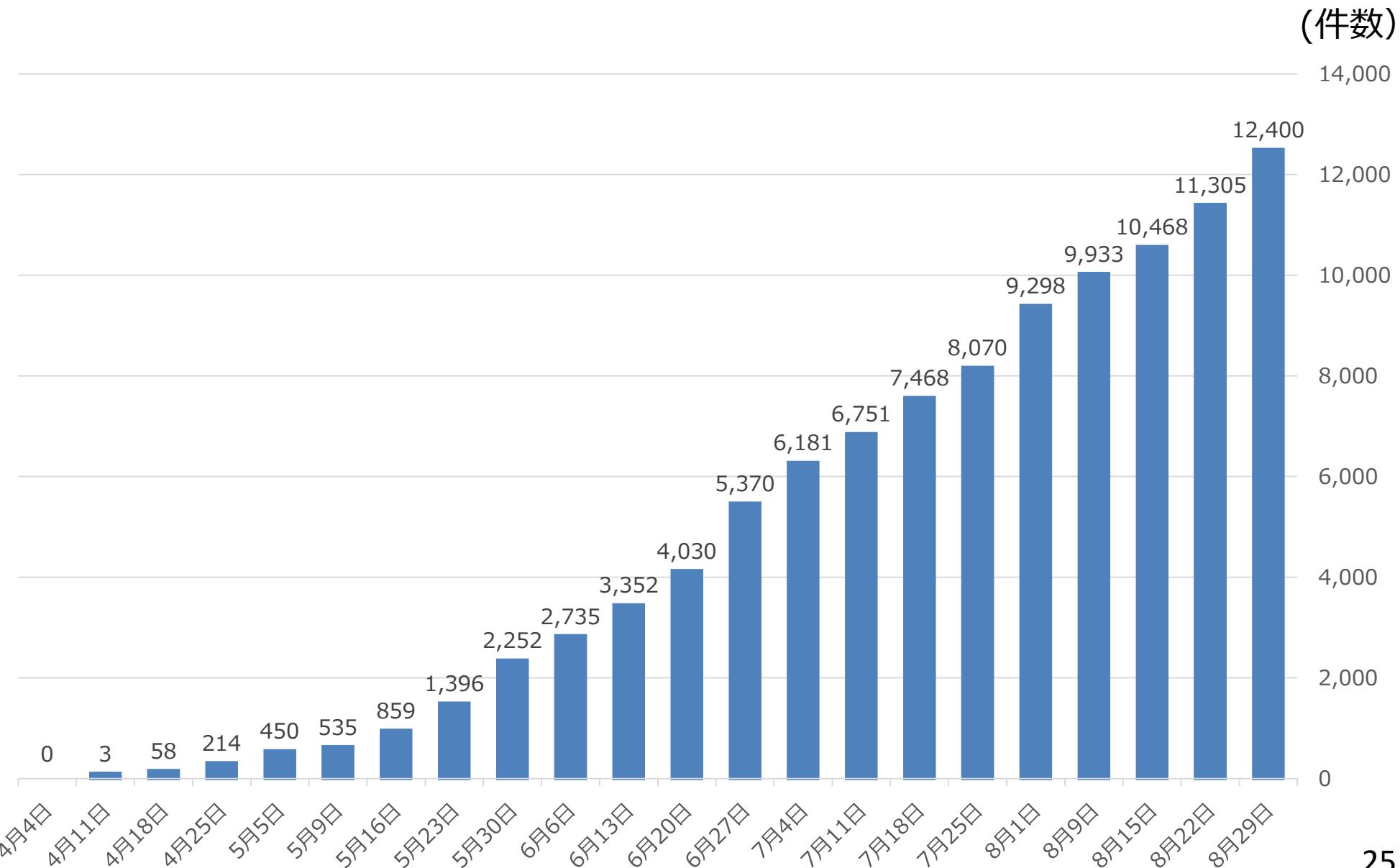
【伴走支援型特別保証制度の概要】

保証限度額	4,000万円
保証期間（据置期間）	10年以内（5年以内）
金利	金融機関所定
保証料	0.2%（補助前は原則0.85%）
売上減少要件	▲15%以上
その他	<ul style="list-style-type: none">セーフティネット保証4号、5号、危機連絡保証の認定を受けていること今後取り組む事項（経営行動計画書）を作成すること金融機関が継続的な伴走支援をすること

【事業者の声】

- **観光業（貸切旅客バス）**：本制度の利用時に作成する経営行動計画書において、コロナ対策で自社の安全性をPRするため三密回避の取組みを記載した自社パンフレット作成のうえ、当該パンフレットの配布・周知による売上回復を柱とした計画を、金融機関のアドバイスを受けながら作成することができた。
- **飲食業**：コロナ禍以前は金融機関との取引がなかったこともあり、今後何をすればよいかが分からなかった。本制度利用後は、金融機関の伴走支援を受けながら、まずは資金繰り計画を作成しており、自社の経営状況の今後の見通しを立てることから始めている。また、これまで検討したことのなかった、公的な補助金の利用も勧めもらえている。
- **製造業（婦人服）**：本制度で経営行動計画書を作成の上、複数金融機関から協調融資を受けた。そのうえで、経営行動計画書を取引先金融機関に共有することで、当社の経営課題に対する対応方針を統一。どの製造ラインの稼働率をどの程度にするべきか等、各行が足並みをそろえたアドバイスをしてくれている。

伴走支援型特別保証制度の保証承諾件数推移



目次

1. コロナ禍における中小企業支援

- (1) 政府系金融機関等による実質無利子・無担保・据置最大5年の融資
- (2) 資本性資金供給・資本増強支援
- (3) 事業再生支援の強化・拡充

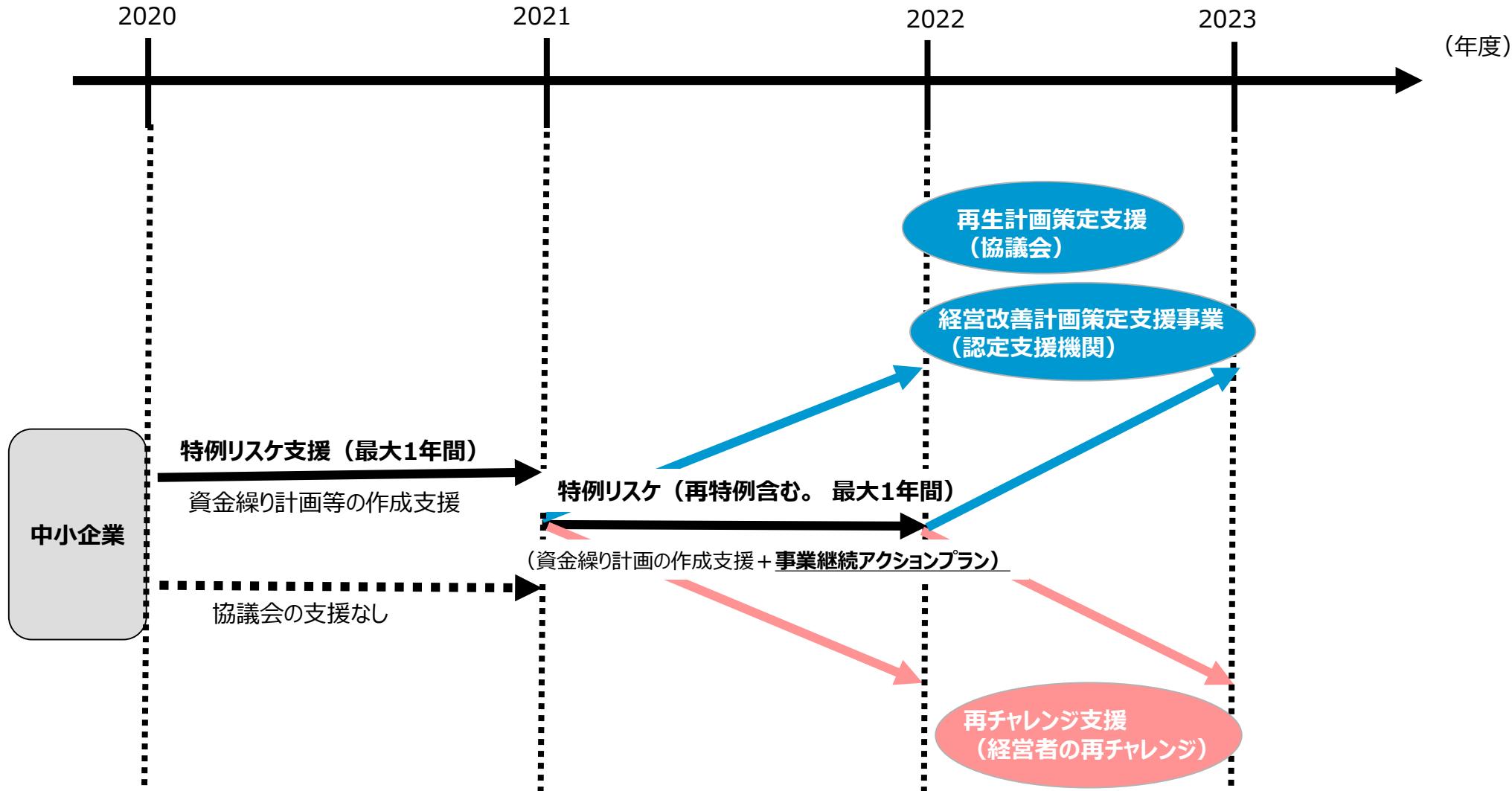
2. コロナ禍での中小企業の状況

- ✓ 金融機関による中小企業向け貸出の状況
- ✓ 企業における債務の過剰感

3. 中小企業庁が考える今後の中小企業支援 ～経営者の経営改善・事業再生に向けた早期決断の後押し～

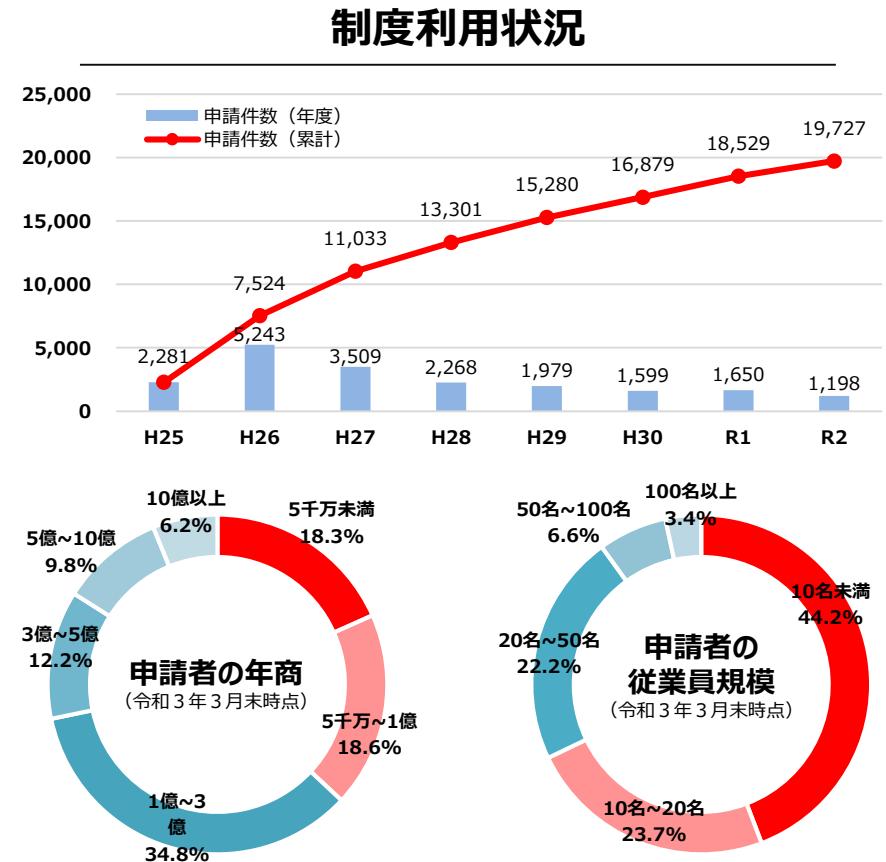
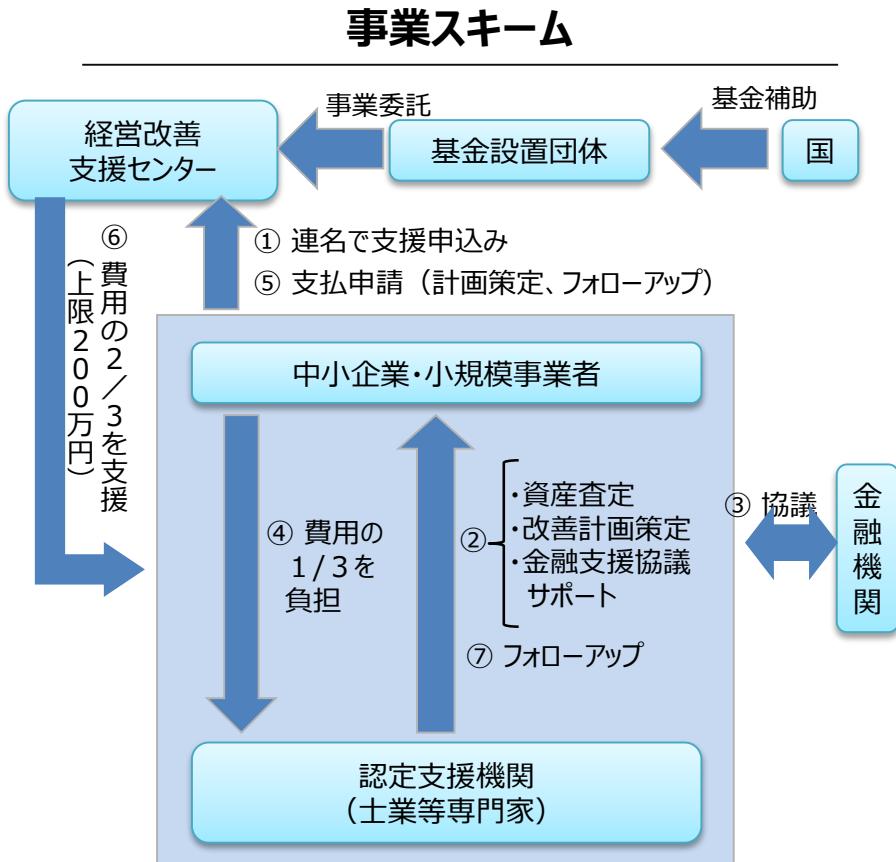
- (1) 経営改善や業態転換等を後押しするための資金繰り支援
- (2) 特例リスク支援の出口対応**
- (3) 事業再構築補助金
- (4) 成長戦略を踏まえた取組

中小企業再生支援協議会による中小企業支援全体イメージ



認定支援機関による経営改善計画策定支援事業（405事業）

- 金融円滑化法期限到来後、金融機関だけでは規模の小さい事業者にまで十分な経営改善支援、金融支援を行うことが困難であったため、平成25年3月から、外部専門家（認定支援機関）による経営改善計画の策定を支援する事業を開始（計画策定支援費用・フォローアップ費用等の2/3を補助。補助上限200万円。）。
- 現時点での利用実績は約19,000件となっており、規模の小さい事業者の利用が多い。



目次

1. コロナ禍における中小企業支援

- (1) 政府系金融機関等による実質無利子・無担保・据置最大5年の融資
- (2) 資本性資金供給・資本増強支援
- (3) 事業再生支援の強化・拡充

2. コロナ禍での中小企業の状況

- ✓ 金融機関による中小企業向け貸出の状況
- ✓ 企業における債務の過剰感

3. 中小企業庁が考える今後の中小企業支援 ～経営者の経営改善・事業再生に向けた早期決断の後押し～

- (1) 経営改善や業態転換等を後押しするための資金繰り支援
- (2) 特例リスケ支援の出口対応
- (3) 事業再構築補助金**
- (4) 成長戦略を踏まえた取組

事業再構築補助金

- コロナの影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナ・ウイズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことが重要。
- こうしたことから、令和2年度第3次補正予算において、1兆1,485億円を措置し、中小企業等の事業再構築への挑戦を強力に支援。

事業概要

予算額・採択予定件数

予算額：約1兆1,485億円 採択予定件数：約47,000社

補助対象事業者

中小企業、中堅企業、個人事業主 等

補助対象事業の要件

1. (a) **2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少**しており、(b) **2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少**していること。
※上記を満たさない場合には売上高に代えて、付加価値額を用いることも可能
2. **事業計画を認定支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む**中堅企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で**付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**、又は**従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**の達成。

補助金額・補助率

補助金額：100万円～1億円 補助率：1／2～3／4 (類型、従業員数により異なる)

補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費、広告宣伝・販売促進費、研修費 等

中小企業等事業再構築促進事業の類型

中小企業等事業再構築促進事業では、事業者の置かれている状況等に合わせて、6つの支援類型を設けている。

事業類型	補助金額	補助率	追加要件
通常枠	従業員数20人以下：100万円～4,000万円 従業員数21～50人：100万円～6,000万円 従業員数51人以上：100万円～8,000万円	中小企業：2/3（6,000万円超は1/2） 中堅企業：1/2（4,000万円超は1/3）	—
大規模賃金引上枠	従業員数101人以上： 8,000万円超～1億円	中小企業：2/3（6,000万円超は1/2） 中堅企業：1/2（4,000万円超は1/3）	(※1)
卒業枠	6,000万円超～1億円	中小企業：2/3	(※2)
グローバルV字回復枠	8,000万円超～1億円	中堅企業：1/2	(※3)
緊急事態宣言特別枠	従業員数5人以下：100万円～500万円 従業員数6～20人：100万円～1,000万円 従業員数21人以上：100万円～1,500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3	(※4)
最低賃金枠	従業員数5人以下：100万円～500万円 従業員数6～20人：100万円～1,000万円 従業員数21人以上：100万円～1,500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3	(※5)

(※1) **事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること及び従業員数を年率平均1.5%以上増員させること**

(※2) 事業計画期間内に、①事業再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長すること

(※3) 売上高が**15%以上減少**しており、グローバル展開を果たす事業を通じて、付加価値額年率**5.0%以上増加**を達成すること

(※4) 令和3年の緊急事態宣言の影響を受けて、**1月～8月のいずれかの月の売上高**が前年又は前々年の同月比で**30%以上減少**していること

(※5) **最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上**いること及び**2020年4月以降のいずれかの月の売上高**が対前年又は前々年の同月比で**30%以上減少**していること

事業再構築補助金採択事例①

製造業

①A社（広島県）

国内外の大手自動車メーカーに対して、内燃機関車のエンジン始動部品の設計製造をしていたが、自動車市場はエンジン車から電気自動車に移行し始めている。さらにコロナの影響で売上が減少したことから、ハイブリット車向け部品の分野に進出を決めた。

高度な加工精度が要求される部品において、熱を加えず鋼材を曲げるロスの少ない当社独自の材料加工技術を活用することで、他社製と比べて安定した加工精度と高品質な製品を、短いリードタイムと高い歩留まり率で供給する。



飲食業

②B社（埼玉県）

イタリア料理店を経営する飲食業者。コロナにより休業を余儀なくされ、売上高はコロナ以前と比べ約70%減少。

効率的かつ大量生産が可能なセントラルキッチンを新たに設置し、人員配置の見直しや既存店舗の改装を行い、顧客回転率及び生産性を向上させた上で、テイクアウト・デリバリー販売への業態転換を行う。

また、地元の大学や財団からのアドバイスを受けながら、非接触型のオーダーアプリの導入を行うなど新しいビジネスモデルを通じた地域のイノベーションを目指す。



事業再構築補助金採択事例②

農業 ③C社（岡山県）

2013年創業。年間50種類の野菜を生産。

コロナの影響で、主要販売先が事業撤退したことに伴い、売上が減少。

年間10t以上出る規格外の廃棄野菜を活用して野菜のパウダーを製造。原料として販売。

作業を心身に不自由がある方に業務として委託することで、地域福祉・農福連携にも貢献。



(当社が運営する「農産物直売所どろんこ」の様子)

サービス業 ④D社（京都府）

京都市内に展開するタクシー会社が、新たに宅配ピザの製造・販売・宅配事業に参入。

立地条件が良いガレージの余剰スペースを活かして宅配ピザの製造施設を新設し、

ドライバーの余剰時間を活用。



卸売業 ⑤E社（栃木県）

観光客に向けたお土産の販売や飲食の提供を行っていたが、緊急事態宣言の影響により、

現地を訪れる観光客が激減。地域資源を活用した総菜製造のためのセントラルキッチン新設と食

品製造卸売へ事業転換する。

新たに調理加工設備を新設して地元素材を使用した冷凍調理食品の製造から卸販売及び通信販売を行う。

ジャパン・グレートビア・アワーズ 2020
JAPAN GREAT BEER AWARDS 2020
最高賞受賞！



当社で製造しているクラフトビール

目次

1. コロナ禍における中小企業支援

- (1) 政府系金融機関等による実質無利子・無担保・据置最大5年の融資
- (2) 資本性資金供給・資本増強支援
- (3) 事業再生支援の強化・拡充

2. コロナ禍での中小企業の状況

- ✓ 金融機関による中小企業向け貸出の状況
- ✓ 企業における債務の過剰感

3. 中小企業庁が考える今後の中小企業支援 ～経営者の経営改善・事業再生に向けた早期決断の後押し～

- (1) 経営改善や業態転換等を後押しするための資金繰り支援
- (2) 特例リスケ支援の出口対応
- (3) 事業再構築補助金
- (4) 成長戦略を踏まえた取組**

成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）

第8章 事業再構築・事業再生の環境整備

コロナ禍の中で、日本企業の債務残高は、2019年12月末の570.5兆円から、2020年12月末に622.5兆円となり、52.0兆円増加した。

これに伴い、コロナ禍の中で債務の過剰感があると感じる企業は、2021年4月に大企業14.5%、中小企業34.5%となっている。

事業再構築を進めるためには、債務処理の問題は避けて通ることが出来ないことを踏まえ、事業再構築・事業再生の環境整備を図る。

1. 大企業・中堅企業の事業再構築・事業再生の環境整備 略

2. 中小企業の事業再構築・事業再生の環境整備

(1) 中小企業の私的整理等のガイドライン

中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理等のガイドラインの策定について検討する。

(2) 個人破産への対応

中小企業の倒産時に、個人保証を行う経営者が個人破産となるケースが多いことは、中小企業の経営者にとって事業再生の早期決断の大きな阻害要因になっているとの指摘がある。経営規律の確保に配慮しつつ、対応措置を検討する。

(3) 金融機関等の取組

事業再生に関わる私的整理等に対する金融機関等の取組を促す施策を検討する。

3. 企業の収益力の回復

事業再構築・事業再生には、様々な手法がある。債務整理はそのオプションの一つであり、本源的な収益力の改善が不可欠である。事業再構築・事業再生を進めるにあたっては、企業が自律的・持続的な成長に向けた収益力の改善に取り組むことを前提とする。